

大分県報

令和四年
第三〇五号
五月六日

（金曜日）

目次

告示

- 白津広域連合規約変更の許可……………一
令和四年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託…一
付保義務の発生……………一
都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
県営住宅等の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務の委託……………三
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………三
一般競争入札の実施……………五
令和四年度毒物劇物取扱者試験の実施……………七
総合評価一般競争入札の実施……………八

告示

- 大分県告示第二百十一号
白津広域連合から申請のあった白津広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、令和四年四月十五日付けで許可した。
令和四年五月六日

大分県告示第二百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり令和四年度県営林産物（間伐材等）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和四年五月六日

託した。

令和四年五月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市花園二丁目六番四十六号

公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重本 悟

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百十三号

東中浦加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
令和四年五月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
令和四年五月六日

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画下水道事業

大分市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

（植田処理区）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示）

一

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和五十五年大分県告示第千四百八十七号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、昭和六十二年大分県告示第千二百七十三号、平成四年大分県告示第六百五十一号、平成七年大分県告示第百五十四号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十二年大分県告示第八百六十八号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十九年大分県告示第五百四号及び平成三十年大分県告示第六百号の事業地のうち、大字巨野原字カキ田、字古堂原及び字用作の各一部、大字寒田字迫ノ奥の全部並びに字赤迫、字大久保、字財間及び字竹ノ内迫ノ奥の各一部並びに大字鷲野字門前及び字小園の各一部を削る。

（中央処理区）

昭和四十七年大分県告示第六百九十三号、昭和四十八年大分県告示第百二十二号、昭和五十一年大分県告示第九百六十八号、平成元年大分県告示第千二百八十三号、平成三年大分県告示第千十八号、平成七年大分県告示第百五十四号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十六年大分県告示第百九十九号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号、平成三十一年大分県告示第百二十九号及び令和二年大分県告示第百八十二号の事業地のうち、大字上野字飯盛塚、字大水落、字小水落及び字和平の各一部、大字永興字下大平寺の全部並びに字上大平寺、字中ノ平、字堀ノ角、字蛇堀上及び字若山の各一部、大字三芳字市坊迫、字後口平、字大野地、字亀甲、字クス神、字栗山、字笹原、字塩俵、字平、字辻、字峠、字鳥越、字中山、字福原及び字山伏塚の各一部、大字駄原字長水村上の全部並びに字片平、字志手堺、字立ノ堺、字天神平及び字山ノ神の各一部、大字荏隈字新田及び字町口下の各一部、上野丘二丁目的一部、王子山の手町の一部、季の坂三丁目的一部、桜ヶ丘の一部、高尾台二丁目的一部、高崎一丁目的一部、季の坂一丁目的一部、高崎二丁目的一部、南太平寺一丁目的一部、古国府三丁目的一部並びに南太平寺四丁目の一部を削る。

（東部処理区）

昭和四十八年大分県告示第百二十二号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、平成三年大分県告示第千十八号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号及び令和三年大分県告示第百四十三号の事業地のうち、大字猪野字猪野下、字大北、字大下モ及び字東中尾の各一部、大字葛木字明谷庵、字井ノ谷、字大井、字北ノ崎、字北

島、字瑞壽院、字長溝、字東表及び字東屋敷の各一部、大字小池原字池ノ内、字字野賀、字久保辻、字米竹、字砂子、字殿ノ山、字松原及び字安藏の各一部、大字下郡字内ヶ迫及び字女ヶ迫の各一部、大字千歳字小佐川の全部並びに字庵ノ下、字行永、字石浦、字尾崎、字鬼塚、字経塚、字小佐川、字米竹、字坂ノ尻、字瀬戸、字台、字高城、字天神面、字土井ノ内東ノ下、字林、字宮ノ下、字山ノ下、字ヨノ竹及び字東照軒の各一部、大字牧字馬駆場、字大セムダ、字中ノ原及び字新山の全部並びに字大久保、字奥山、字小迫、字小土井、字台良、字田ノ平、字中納、字野口、字松柴山及び字蛇塚の各一部、大字皆春字行長、字長刀及び字石浦の各一部、牧上町の一部、仲西町一丁目的一部、東原一丁目の一部、東原二丁目の一部、森町西二丁目の一部、山津町一丁目の一部、山津町二丁目の一部、明野西二丁目の一部、大字津守字後ヶ迫、字塔ノ平及び字守岡の各一部並びに大字曲字亀ヶ迫、字平、字ヒナ平、字平田、字松エン、字宮ノ前及び字森岡の各一部を削る。

（大在処理区）

昭和五十三年大分県告示第百三十二号、昭和六十二年大分県告示第九百三十号、平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示第五百六十六号、平成十六年大分県告示第百九十九号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成十七年大分県告示第千七百七号、平成十八年大分県告示第六百五号、平成十九年大分県告示第五百四号、平成二十四年大分県告示第七百七十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号、平成三十年大分県告示第六百号及び平成三十一年大分県告示第百二十九号の事業地のうち、大字城原字泉水、字北畑、字熊本、字中曾根、字中原、字熊本道上及び字福円寺の各一部、大字竹下字前の全部並びに字東前及び字松本の各一部、大字角子原字屋宗の一部、大字政所字須屋坊、字辻、字宮迫及び字岩屋の各一部、大字横田字辻の一部、曙台四丁目的一部、大字迫字丸山の一部並びに大字志村字谷ヶ迫の一部を削る。

（南部処理区）

変更なし

2 使用の部分

（植田処理区）

変更なし

（中央処理区）

変更なし

（東部処理区）

変更なし

(大在処理区)
変更なし
(南部処理区)
変更なし

大分県告示第二百十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり県営住宅及び特定公共賃貸住宅の家賃及び割増賃料並びに駐車場使用料の収納事務を委託した。

令和四年五月六日

大分県知事 広 瀬 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市城崎町二丁目三番三十二号

大分県住宅供給公社

理事長 山 本 修 司

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年五月六日

大分県知事 広 瀬 貞

一 調達をする物品等の種類

グループウェア利用に係るリモートアクセスシステム 一式

二 競争入札の参加者資格

- 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)
 - 又は破産者で復権を得ない者
- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十

令和四年五月六日

七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数(基準日の前日までの営業年数をいう。)

(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。))の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

(1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

(2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

大分県報(告示・公告)

三

三

三

三

令和四年五月六日（金曜日）から同月二十日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>
六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年五月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定職務の種類
県立学校・市町村立学校インターネット閲覧に係る仮想化システム賃貸借契約（長期継続契約）

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を継承した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

<p>(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）</p> <p>(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）</p> <p>(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）</p> <p>(五) その他知事が必要と認める事項</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>県 の 所 定 の 申 請 書 及 び 添 付 書 類 を 知 事 に 提 出 す る も の と す る 。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二九五六</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和四年五月六日から令和四年五月二十日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格の申請により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2020.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p>	<p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和4年5月6日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び予定数量 ブルーウェア利用に係るリセートアクセスシステム 一式</p> <p>(2) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 令和4年8月1日から令和9年7月31日まで（60ヵ月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約</p>
--	--

<p>等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部電子自治体推進室基盤システム管理班（本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2074 メールアドレス a11170@pref.oita.lg.jp</p> <p>(2) 日時 令和4年5月6日（金）から同年6月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。） の午前9時00分から午後5時00分まで</p> <p>4 入札説明書の閲覧場所及び日時 上記3に同じ。</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎本館4階 41会議室</p> <p>(2) 日 時 令和4年6月16日（木） 午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>7 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>8 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>	<p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>9 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>10 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。</p> <p>(4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部電子自治体推進室基盤システム管理班（県庁舎本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2074 メールアドレス a11170@pref.oita.lg.jp</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他、詳細は入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p>
---	---

- (1) The name of contract matter
One set of Remote access system for groupware
- (2) Time Limit for Tender
9:00 AM on 16 June, 2022
- (3) Contact Point for the Notice
Government System Electrification Office,
General Affairs Department,
Oita Prefectural Government Office
3-1-1, Ohre-machi, Oita city 870-8501 Japan
TEL 097-506-2074

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

令和四年五月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時

令和四年八月二日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階正庁ホール

大分県庁舎新館十四階大会議室

大分市豊饒二丁目十一番三号

公益社団法人大分県薬剤師会

注 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況や国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や会場の変更など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更がありましたら、大分県福祉保健部薬務室のホームページ「令和四年度毒物劇物取扱者試験について」に掲載しますので、適宜確認してください。

三 試験の種類

- 1 一般毒物劇物取扱者試験
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 試験科目

1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学
- (三) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

五 提出書類

- 1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室ホームページからダウンロードすること。また、大分県福祉保健部薬務室及び各保健所（保健部）でも配布する。） 正副各一通
- 2 履歴書 一通
- 3 戸籍抄本 一通
- 4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚

(一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。

(二) 正面、上半身、無帽のものであること。

(三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。

(四) 裏面に氏名及び生年月日を記入すること。

六 書類の提出先

1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）

住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）

2 県外居住者（郵便による申込みも受け付ける。）

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）

大分県福祉保健部薬務室

七 受付期間及び受付時間

1 受付期間

令和四年五月三十日（月曜日）から同年六月十日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

2 受付時間

令和四年五月六日

大分県報（公告）

八 受験手数料

一万五百円（受験願書提出の際納入するもの。）

九 その他

1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部業務室に問い合わせるもの。

2 応用化学に関する修業者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるのび、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部業務室に問い合わせるもの。

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので公告する。

令和4年5月6日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の種類

県立学校・市町村立学校インターネット閲覧に係る仮想化システム賃貸借契約（長期継続契約）

(2) 契約期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(3) 調達内容

別途配布する「県立学校・市町村立学校インターネット閲覧に係る仮想化システム賃貸借契約仕様書」のとおり

(4) 納入場所

大分県が指定する場所

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、(1)から(8)までに掲げる要件を全て満たしているもの限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）のうち、リース・レンタル業としての業務の登録をしている者であること。

(3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。

(4) 官公庁や地方公共団体との契約実績があり、かつ、それを証明した者であること。

(5) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(6) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(8) 共同企業体による場合は、以下の要件を満たすものであること。

ア 共同企業体協定書を締結していること。なお、共同企業体は、自主結成とする。

イ 共同企業体の各構成員は、単独又は他の共同企業体の構成員で本件入札に参加していないこと。

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和4年5月6日（金）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所及び提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

<p>電話 097-506-2956</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5441 FAX 097-506-1831 MAIL a31070@pref.oita.lg.jp</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 4に同じ</p> <p>(2) 日時 令和4年5月6日(金)から同年6月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付 4に掲げる部局に対し、メールにて申込を行った者に対してメールにて交付する。</p> <p>7 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格証明書兼誓約書等を令和4年6月3日(金)までに4に掲げる部局に提出し、確認を受けること。</p> <p>8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 (2) 提出期限 令和4年6月16日(木) 9時55分 ただし、郵送の場合は令和4年6月15日(水) 午後5時必着で4の部局まで提出すること。</p> <p>10 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館5階 51会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 日 時 令和4年6月16日(木) 10時00分</p>	<p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>11 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>12 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。</p> <p>13 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>14 再入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 入札説明書別添「落札者決定基準」のとおりとする。</p> <p>17 その他</p>
--	--

- (1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の削減又は削除があった場合には、この契約を解除する。
- (3) その他の詳細は、入札説明書による。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
Prefectural school / municipal school Virtualization system lease
-Contract for internet browsing
- (2) Time limit for tender
9:55 a.m 16 June,2022
- (3) Contact point for the notice
Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office
Oita prefectural government building annex 7F,3-10-1, Funaiichou, Oita City
870-8503 Japan Tel 097-506-5441